

誰かの困った…に、あなたの力を！

消費生活相談員資格(国家資格)

を取得しませんか

消費者トラブルの解決を手助けするやりがいのあるお仕事です！
6月から資格試験の受験申し込みが始まります。

消費生活相談員資格 について

- ・消費生活相談員になるには、消費者安全法に基づき実施されている国家資格試験である「消費生活相談員資格試験」に合格することが必要です。
- ・消費生活相談員資格試験は、内閣総理大臣の登録を受けた2つの登録試験機関が実施しています。

<2025年度国家試験日程>

登録試験機関	申込み 期 間	一次試験	一次試験 合格発表	二次試験	二次試験 合格発表
独立行政法人 国民生活センター	6月16日(月) ～ 7月31日(木)	10月18日(土) 大津、大阪、名古屋 ほか全国22か所	11月25日 (予定)	12月13日(土) 神奈川、福岡 12月14日(日) 大阪、名古屋ほか	1月9日 (予定)
一般財団法人 日本産業協会	7月 1日(火) ～ 8月31日(日)	下記より1日程選択 10月4日(土)、 5日(日)、11日 (土)、12日(日) 47都道府県	10月21日 (火)	11月30日(日) 大阪、名古屋ほか 全国5か所	1月 30 日 (金)

※試験機関のホームページに過去の
試験問題・解答が掲載されています。



国民生活センター 日本産業協会
相談員資格試験 相談員資格試験



★注目情報★ ※詳細は裏面参照

消費者庁主催

「消費生活相談員資格試験対策講座」(無料)が、
eラーニング(録画配信方式)により実施されます。
受験をお考えの方はぜひ受講ください！

- ▶開講日：7月1日(火)より視聴可(全33講座)
- ▶申込期間：6月18日(水)12:00～
- ▶定員：2,000人(全国)※先着順

<消費者庁HP>



詳しくお聞きになりたい方は消費生活センターまでお問合せください

●滋賀県消費生活センター TEL 0749-27-2234

消費生活相談員資格のおすすめポイント

➤ 自分や家族、身の回りの方を守るために大いに役立つ、 知っておいて損のない知識です。

- キャッシュレス決済、ネット取引の増加により複雑化する消費者トラブルは、誰でも巻き込まれる恐れがあります。

➤ 消費生活相談員として、県や市町の消費生活センターで働く ことができます。（年齢不問）

- 行政で働かれた経験や知識を業務に生かすことができます。
- 年齢に関係なく専門職としてスキルアップしながら働き続けることができます。

6月18日申込開始！「消費生活相談員資格試験対策講座」

消費生活相談員資格試験の合格を目指すための講座として、録画配信方式により、eラーニングで受講できます。

▶開講：7月1日（火）正午より視聴可（全33講座、順次動画アップ）

▶申込期間：6月18日（水）12:00～（定員に達した時点で受付終了）

▶定員：2,000人（全国）※先着順

▶申込：右記QRコード*または下記からお申し込みください。
<https://questant.jp/q/2025ninaite>

*消費生活相談員担い手
確保事業 プログラムA
申込みフォーム



消費生活相談員はこんなお仕事です

- 消費生活相談員
INFORMATION
BOOK
（パンフレット）



- 消費生活相談員
PR動画



- 消費生活相談員
インタビュー
動画



こんな人材を求めています

コミュニケーション力がある方

- ・相談者から丁寧にトラブルの内容を聞き取り、相談者の立場に立って、アドバイスを行います。

交渉力がある方

- ・若者や高齢者など自力での交渉が難しい場合、相談者と事業者との間に立って交渉（あっせん）を行います。

消費者問題に関心がある方

- ・相談や啓発活動を通じて消費者被害の救済や未然防止を図ります。
- ・相談事例が悪質事業者の指導や法改正につながることもあります。

新たな知識を学ぶ意欲のある方

- ・消費者保護の法律に基づいて、消費者に助言し、問題解決を図ります。
- ・法改正や新たな悪質商法の手口に対応するため、日頃から研修などを通じたスキルアップが求められます。